

インターンシップに関する協定書

流山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、インターンシップに関して次のとおり協定する。

（実習生の受入れ）

第1条 甲は、乙に所属する学生の職業意識の向上及び市政に対する理解を深めることを目的として、乙に所属する学生を実習生として受け入れるものとする。

（実習期間）

第2条 実習生が実習を行う期間は、甲が指定することとし、原則として連続した2週間以内とする。

（実習時間）

第3条 実習期間における1日の実習時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとし、実習時間の途中で60分間の休憩時間を置くものとする。

（実習生の身分）

第4条 実習生は、乙の学生としての身分を有する。

（報酬及び費用弁償）

第5条 甲は、実習生に対して、賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

（実習に専念する義務）

第6条 実習生は、甲の職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第7条 実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第8条 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

2 実習生は、個人情報の取扱いについて、次の各号を遵守しなければならない。

（1）実習生は、この実習に関して知り得た個人情報を実習を行うため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。また、個人情報を使用する場所についても甲の指示によることとする。

（2）実習生は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この実習を行うために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。

3 実習生は、甲の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

（実習中における事故責任等）

第9条 乙及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

- 2 甲は、実習受入先での安全確保に当たることとし、実習中及び実習先の往復途上における事故に関しては、乙及び実習生は自らの責任において対応しなければならない。
- 3 実習生が、故意又は過失により甲に損害を与えたときは、乙及び実習生は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。
- 4 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、甲は一切の責任を負わない。
- 5 実習生が第三者に与えた損害等により、甲が第三者に対し損害賠償の責めを負った場合は、乙及び実習生は当該賠償により甲が被った賠償の補填をしなければならない。

(実習生の提出書類)

第10条 実習生は、前4条の規定を遵守するため、甲に対して、誓約書を事前に提出しなければならない。

(実習の中止)

第11条 甲は、実習生が前5条の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、甲は乙にその旨通知するものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、その都度定めるものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1
流山市
流山市長 井崎 義治 印

乙